

## 在宅医療を支える長井病院から

平成27年12月2日、「在宅医療に関する多職種連携研修会」を開催し、その中で公立置賜長井病院院長 斎藤秀樹先生から、地域包括ケア病床についてお話をいただきました。

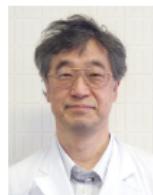
「長井病院の地域包括ケア病床は、生活の場である自宅や施設などに早期に退院できることを目的とした病床です。急性期を脱し病状が安定した方、在宅で療養中に少し調子が落ちた方、家族の休養のための入院（レスパイト入院）、緩和ケア・看取りなどの終末期の医療が必要な方を受け入れております。

リハビリに重点をおき、看護師・退院支援専門員・その他の専門スタッフが連携して、個々の患者様に寄り添った退院支援を行います。

平成27年9月から、この地域包括ケア病床を20床に増やし、安心して早期に退院できるように取り組んでいます。

リハビリ機能の更なる充実、院内及び地域内での多職種協働による在宅支援機能の強化、看取り・緩和医療や、レスパイト入院への対応強化が今後の課題です。」

公立置賜長井病院へのお問い合わせ TEL (84) 2161



## 健康や介護に関するお問い合わせ

訪問看護のこと 長井市訪問看護ステーション 83-2155

介護のこと 長井市地域包括支援センター 83-2127

福祉あんしん課長寿介護係 87-0686

医療費のこと 市民課 医療・年金係 87-0681

長井市在宅医療推進協議会は、平成26年3月に設立されました。在宅医療について、市民の皆さんに広く知っていただきために、この度「在宅医療だより第1号」を発行いたしました。今後も様々な情報をお届けしてまいります。

長井市在宅医療推進協議会  
会長 桑島 一郎

発行

長井市在宅医療推進協議会  
在宅医療だより部会  
事務局 長井市健康課  
(84) 6822

長井市在宅医療推進協議会

# 在宅医療だより

第1号

発行日：平成28年3月1日

「在宅医療」をご存じですか？病気や障がいがある方が、住み慣れた家や地域で生活しながら、必要な医療サービスを利用することです。

高齢化が進み、「病院まで通うのが難しくなってきた」「病院暮らしはつらい、家に帰って家族と過ごしたい」「最期は自宅で、自分らしく全うしたい」と、在宅（自宅や施設など）で療養する人が増えています。

長井市在宅医療推進協議会では、医療・介護・福祉の専門職が連携して、在宅での生活を支えるためのしくみづくりに取り組んでいます。

もし、家族が急に倒れて入院したら・・・？

退院後の生活が心配・・・

病気や障がいがあるのに・・・

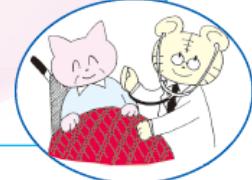


## 在宅医療が あなたをサポートします!!

在宅医療は、住み慣れた自宅などで利用できます。

年齢にかかりわなく、どのような病気や障がいでも利用できます。

訪問するのは、  
医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士  
作業療法士・言語聴覚士・看護師・栄養士  
などです。



# 住み慣れた家や地域で、 医療を受ける

「在宅医療」は、特別なことではありません。自宅や施設など、医療機関以外で受ける医療は全て在宅医療です。今、「病気になっても、住み慣れたところで暮らしたい」と、在宅医療を受けられる方が増えています。安心して在宅医療を利用できるように、みなさんの悩みにお答えします。

## 在宅医療Q&A

Q 1 : 在宅医療とは、医師の往診のことですか？

A 1 : 医師の往診の他に、看護師による訪問看護、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問リハビリ、歯科医師の訪問歯科診療もあります。薬剤師、ケアマネジャー、ケースワーカーなどとも連携をとり、在宅生活をサポートします。

Q 2 : どのような人が、在宅医療を利用することができますか？

A 2 : 若い方からお年寄りまで、病気や障がいの種類にかかわりなく利用することができます。代表的なものとして、がんなどの悪性腫瘍、脳卒中、認知症、呼吸器の病気、整形疾患(骨折や脊柱の病気)などがあります。

Q 3 : 在宅医療を利用していても、急に具合が悪くなつたら入院できますか？

A 3 : 入院できます。主治医にご相談ください。長井病院が地域の医師と連携をとり、在宅医療の核として機能できるよう進めています。

Q 4 : 在宅医療を利用したいときは、どうしたらよいですか？

A 4 : かかりつけの医師、かかりつけの歯科医師、病院の医療連携室、担当ケアマネジャーなどにご相談ください。

Q 5 : 在宅医療のよいところは何ですか？

A 5 : 住み慣れた環境で、安心して自分のペースで療養できます。家族やペットと共に過ごすこともできます。

## 在宅医療の利用について

在宅医療の種類や年齢に応じて、申し込み方法が違います。それぞれの手続きについてご説明します。

医師の往診：かかりつけの医師にご相談ください。

歯科医師による訪問歯科診療：かかりつけの歯科医師・担当ケアマネジャー・市健康課にご相談ください。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問リハビリテーション

担当ケアマネジャー・地域包括支援センターにご相談ください。

